

令和 6 年 5 月 29 日

年々増加する「生活習慣病対策」の一環として 特定疾患管理料から生活習慣病管理料へ移行になります

令和 6 年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」へ移行いたします。該当の患者さんなど、詳細は下記のとおりです。

《対象となる》

- ・ 高血圧、
- ・ 脂質異常症
- ・ 糖尿病 のいずれかが主病の方

《移行時期》

- ・ 令和 6 年 6 月 1 日（土）より

《窓口負担について》

- ・ 生活習慣病管理料（Ⅱ）333 点
- ※自己負担額は負担割合により月／150 円～750 円程度増となります。
- ※月に 1 回を限度に、ご受診の都度発生します。

《療養計画書の作成について》

- ・ ご病状に応じた療養計画書を作成し、初回のみご署名をいただきます。
- ・ 療養計画書は概ね 4 ヶ月に 1 回以上お渡しいたします。

《処方について》

- ・ 患者さんの状態に応じて、28 日以上処方が可能です。

《お願い》

- ・ 書類作成に時間がかかり、待ち時間が発生する可能性がございます。スタッフ一同、スムーズな対応に努めてまいります。何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

公立小野町地方総合病院 病院長